

(令和2年第2回茨城県議会定例会)

請求代表者意見陳述（会議録から抜粋）（令和2年6月8日）

### ○徳田太郎条例制定請求代表者

いばらき原発県民投票の会共同代表の徳田太郎です。

8万6,703名の茨城県条例制定請求者を代表して意見を申し上げます。

まずは、本会議場での意見陳述の機会を設けてくださいました森田悦男議長を初め全ての議員の皆様、議会事務局の皆様にご挨拶申し上げます。

また、大井川和彦知事を初め今日に至るまでの手続を進めてくださいました原子力安全対策課、市町村課など執行部の皆様、県内44市町村の選挙管理委員会の皆様にも御礼申し上げます。

1年近くに及ぶ準備期間を経て、本年1月6日、直接請求のための署名収集を開始いたしました。

折しも、1年で最も寒い季節、山合いの集落への道を、砂が舞う海岸の道を、冬枯れた田畑の間の道を、あるいは、みぞれ降る住宅地の道を、事前に登録いただいた3,555名の受任者がそれぞれ署名簿を手に歩き始めました。

署名は、一人一人が請求代表者、あるいは受任者と対面で、自筆により、氏名、住所、生年月日を記し、そして、捺印する必要があります。これは、個人情報保護が叫ばれる中、大きな困難を伴うものでした。

それでも多くの方に趣旨を御理解いただき、受任者の輪も広がりつつあった2月、国内での新型コロナウイルス感染症の拡大という新たな困難が私たちの目の前に立ちはだかりました。感染予防に努めながら、いかに署名収集を継続するか、何度も議論を重ね、独自のルールを周知し、徹底した対策を講じることで、4月12日、全44市町村での署名収集を終えることができました。

冒頭、「8万6,703名の茨城県条例制定請求者を代表して」と申し上げました。しかしながら、このように署名収集活動に制約が課せられたことで、あるいは、請求代表者の力不足により、署名の意思をお持ちのかた全てに期間内に署名簿をお届けすることはできませんでした。それは、5月になってもなお、お問い合わせが続いていたことから明らかです。

86,703という数字ではあらかた多くの県民の思いをこの議場にしっかりと届けることが本日の私の役目と考えております。

さて、今回御審議いただくのは県民投票条例案です。繰り返します。県民投票に関する条例案です。なぜ当然のことを繰り返すのかといふかしくお思いの方も多いでしょう。しかしながら、これは極めて重要なことであると考えます。

今回御審議いただくのは、東海第二発電所の再稼働に関し、県としての判断を行うに先立って、主権者である県民の声を聞く手段として、県民投票を行うか否か、行うとしたら、どのように実施するのか、この点に尽きるのです。すなわち、ここで問われているのは東海第二発電

所の再稼働そのものではありません。いわんや、原子力政策でもなければエネルギー政策でもありません。政策の内容ではなく、いかにして民意をはかるのかという政策決定の過程、プロセスを問う議案となっております。

主権者である県民の意思を把握するための手段として、県民投票を行うことが望ましいのか否か。望ましいとしたら、それはどのような方法で行われるべきなのか。

この観点から、以下、代表的な3つの論点に関し意見を申し上げます。すなわち、県民投票と二代表制との関係について、投票前の情報提供と冷静な議論の実現について、そして、県民投票の実現に要する費用についての3点です。

1つ目は、住民投票は二代表制を否定するものであるという論点です。つまり、選挙された代表者こそが県民の意思をあらわすものであるという考え方です。確かに、私たちがよって立つ制度としての民主主義は代議制に基礎を置いております。しかし、そのことは、個々の議員が全ての県民の全ての意思について委任を得ているということの意味しているのでしょうか。

人を選ぶ選挙は、政策のパッケージ、さらには、判断力や行動力、人柄といった多面的な評価基準のもとで争われるものです。選挙結果を個々の争点の特に選挙時において明確になっていない争点への意思を完全に反映したものであるとすることは困難です。だからこそ、場合によっては、直接的に事を問う、つまり、住民投票などの手段によって補完することが法的にも制度的にも期待されているのだと言えます。

さらに、代議制という語の本来の意味に立ち返るならば、議員の皆様には、何よりも、かわりに議論することに大きな期待が寄せられているということになります。仮に、自由闊達な、そして、徹底した議論が行われないようなことがあるならば、それこそが代表制の否定となってしまうのではないのでしょうか。

県民投票を実施するに当たっては、それに先立って論点を明確にすることが必要となります。これは、まさに議会に期待される機能であると言えるでしょう。

また、投票結果が法的な拘束力を持たない以上、その結果を踏まえ、的確な政策判断へと練り上げていくにおいても、議会が重要な役割を果たすこととなります。県民投票は、代議制を否定するものでも代替するものでもありません。むしろ、県民投票があることによって議会の存在が輝きを増すのです。

2つ目は、複雑かつ高度な問題は住民投票にはなじまないという論点です。感情や雰囲気の流れされたり、あるいは、よくわからないけれども何となくといった投票行動がなされたりした場合、それは正しい判断を導き得るのだろうかという疑問です。もちろん、そのような状態を招くことは防がなければなりません。

私たちは、県民投票を、投票のその瞬間だけを指すものとは捉えておりません。投票箱に1票が投じられるまでのプロセスの総体を県民投票として考えております。各方面から十分かつ正確な情報が提供されること、一人一人が熟慮し、また、さまざまな人と討議する場と機会が確保されることが極めて重要です。だからこそ条例案では、投票の期日を条例の制定から何日

以内などの形で規定してはおりません。安全性の検証や避難計画の策定に時間を要することはもちろんですが、それだけでなく、論点の整理、情報の提供、そして、それに基づく冷静な議論、これらを経て、県民一人一人が十分に理解を深めた上での投票を実現するためにこのような御提案をしている次第です。

プロセスとしての県民投票は、練られた民意を得ることを可能とします。これは、個別に質問に回答するだけのアンケート調査ではなし得ないことです。アンケートの方法が、県民の一部ではなく、全ての県民を対象としたものであったとしても、熟議を伴わない以上、同じことです。複雑かつ高度な問題であるからこそ、県民投票プロセスを経ることが望ましいものと考えております。

なお、プロセスを充実させる方法は多数考えられます。諸外国には、以下のような実践例があります。それは、無作為抽出の住民によって自治体の縮図としての会議体をつくり、公正な資料に基づく討議と専門家への質疑を経て、意見の分布を得る。そして、その結果を、理由とともにわかりやすく、かつ簡潔にまとめて全ての有権者に提供する。それを検討資料の一つとして一人一人が投票に臨むという方法です。このような手法を導入することは極めて有効であると思われまます。

知事の御意見には、意見を聞く方法については、本条例案の県民投票を含め、さまざまな方法があることから、慎重に検討していく必要があるとございました。県民投票を選択することは、決してその他の手法を排除することではありません。先ほどの事例のように、複数の手法を組み合わせることによって、より練られた民意を得ることが可能となります。

そして、繰り返しとなりますが、このようなプロセスを充実させるためには、その準備も含め、十分な期間を確保することが必要となります。方法の検討に年月を費やした結果、実際に意見を聞くプロセスに充てる時間が限られてしまつては本末転倒となってしまいます。

議員の皆様には、ぜひこの機会に、練られた民意を得るためのプロセスをいかに充実させるか、県民投票を軸に、その方策を御検討いただきますことを願つてやみません。

なお、細かい点となりますが、知事の御意見には、執行上の課題に関する御指摘もございました。条例案第3条及び第19条に規定しておりますとおり、開票事務の主体は知事とし、第17条における「開票を行い」の5字を削除することによって条文間の矛盾は解消できるものと思われまます。

この点につきましては、ぜひ修正案を御議論いただけましたら幸いです。

そして、3つ目は、住民投票の実施には多額の費用がかかるという論点です。確かに、県民投票の予算規模は億単位となることが想定されます。しかし、これは、実施の時期や方法によって削減することが可能です。例えば、今後予定されている県知事選挙などの選挙と同日に実施した場合、かなりの額を削減することができるものと思われまます。

さらに言えば、これは本当にコストなのでしょうか。自治の担い手として私たち県民が成長するための貴重な投資としても捉えることができるのではないのでしょうか。

地方自治の本旨、すなわち、原理原則は、一般的に団体自治と住民自治の2つだと言われて

います。団体自治とは、それぞれの自治体の意思と責任のもとで自治が行われるということです。茨城県のことは茨城県で、国や民間企業から独立して、自主的・自律的に判断して行動する。東海第二発電所の再稼働に当たって、茨城県の同意が必要であるとされているのは、この理念に照らしても正当な権利であると言えます。

そして、もう一つの住民自治とは、それぞれの自治体の住民の意思に基づいて自治が行われるということです。県民投票プロセスを通じて、私たち県民一人一人が考え、話し合い、自分自身の選択を1票として投じる。そして、その結果をもとに再稼働の可否を判断する。これこそ住民自治の理念の具現化であると言えるでしょう。

英国の歴史家ジェームズ・ブライスは、「民主主義の最良の学校、そして、その成功のための最良の保証は地方自治の実践である」と述べました。東海第二発電所の再稼働は、社会的にも経済的にも、私たちの生活に、そして、茨城の未来に大きな影響を及ぼす事柄です。これについて、ともに考え、お互いに理由を検討し合い、悩みながらも選択し、自分の意思を固めてそれを表明する。そして、その結果をともに引き受ける。県民投票の予算は、そのような民主主義の最良の学校をつくるための確かな投資として捉えていただければと思います。

「話そう選ぼういばらきの未来」。受任者募集の段階、そして、署名収集の段階で私たちが幾度となく繰り返したフレーズです。県民投票プロセス、すなわち、民主主義の最良の学校を建設する道のりは既に始まっています。例えば、受任者募集の段階で実施した県民投票カフェ、これは、東海第二発電所の再稼働について、あるいは、県民投票自体について、お互いの意見を聞き合う場でした。9カ月の間に計75回開催し、一般参加者だけでも981名、運営側の参加者も含めると延べ1,240名が対話の輪に加わりました。

そして、署名収集の段階ではさらに多くの方がこの「話そう選ぼういばらきの未来」というフレーズを口にするようになりました。例えば、80年間生きてきて、この署名集めは、本当に自分からこれは大切なことだと思えたのだ。誰に頼まれたわけでもないから楽しくて仕方ないと言って集落への長い坂道をゆっくりと歩いていったおじいさん。例えば、育児と家事の合間を縫って、かじかむ指先で、毎日、何十軒ものインターフォンを押し、説明をし、質問に答え続けた若いお母さん。例えば、体を芯から凍らせる冷たい風に吹かれながら、それでも立ちどまってくれる人がいるからやめられないよねと駅前に立ち続けた仲間たち。そういう一人一人の小さな、しかし、確かな取り組みが連日積み重ねられていきました。

このような取り組みのもと、署名用紙を挟んでたくさんの言葉が交わされました。再稼働に賛成・容認という声もありました。慎重・反対という声もありました。そして、もちろん、これからしっかりと考えたいという声もたくさんありました。

しかし、自分たちが意思表示をする機会としての県民投票の実施というその一点において賛同するということで多くの方が署名簿に名前を連ねていったのです。そして、署名期間の終盤では、来てくれてありがとう、署名できるのを待っていたのだという声を聞くことも多くなりました。多くの県民が、茨城の未来をもっと考えたい、ともに話し合いたい、私も選びたいと待っているのです。

民主主義の学校づくりのバトンは、ここで一旦、県議会の皆様にお渡しすることになります。幕末の水戸藩に創立された、当時、我が国最大規模の学びの場であった弘道館、その建学の精神を宣言した弘道館記には、「偏党ある無く、衆思を集め、群力を宣べ」とあります。党派に偏ることなく、徹底した議論により知恵を集め、それを力とすることで、バトンをしっかりと県内 243 万人の有権者へとつないでくださることを心よりお願い申し上げます。

以上で、8万6,703名の茨城県条例制定請求者を代表しての意見陳述を終わります。

ありがとうございました。